

平成25年第1回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年3月1日(金曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	大倉	正幸	君	2番	鈴木	喜市	君
3番	森川	剛典	君	4番	小幡	安信	君
5番	板倉	正勝	君	6番	左一郎		君
7番	加藤	喜男	君	8番	仁茂田	健一	君
9番	丸島	なか	君	10番	松崎		勲君
12番	丸	敏光	君	13番	古市	善輝	君
14番	松崎	剛忠	君				

欠席議員(1名)

11番 石井正己君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤見昌弘	君	副町長	葛岡郁男	君
教育長	片岡義之	君	会計管理者	石橋弘道	君
総務課長	西野秀樹	君	総務室長	田中英司	君
企画財政室長	荒井清志	君	政策室長	唐鎌幸雄	君
特命主幹	野口喜正	君	税務住民室長	岩崎利之	君
保健福祉室長	湊博文	君	事業課長	麻生由雄	君
産業振興室長	田邊功一	君	農業推進室長	御園生明	君
地域整備室長	松坂和俊	君	ガス事業室長	岩崎彰	君

教育課長 齊藤正和君 学校教育室長 石野弘君
生涯学習室長 浅生博之君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 常 泉 秀 雄 書 記 杉 崎 武 人
書 記 片 岡 勤

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち報告いたします。

石井正己議員から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

本日は長柄町議会から傍聴に来ていただいておりますので、どうかひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成25年第1回長南町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松崎 勲君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のこととは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は7人です。

なお、一般質問につきましては、試行的に一問一答方式により行います。

念のため、内容についてご確認します。質問者は質問席に移動し、件名ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 板倉正勝君

○議長（松崎 勲君） 初めに、5番、板倉正勝君。

[5番 板倉正勝君質問席]

○5番（板倉正勝君） 少し時間をいただいていいでしょうか。

今日は長柄町議会運営委員の面々たる皆様においていただきまして、早朝よりご苦労さまです。これからの中長南町議会をよく見ていただき、勉強になるかならないかわかりませんけれども、ちょっとよろしくお願ひいたします。

5番、板倉正勝。議長のお許しをいただき、一般質問させていただきます。

件名として、町営住宅貸付委員会について。要旨は、委員会のあり方についてですけれども、前回、私が定例会で一般質問した中で早急に開催していただきました。その中で、委員会の説明をしていただいたんですけども、今まで5年間ぐらい何も委員会がなされていなかったと。その中で、説明を受けた中で貸付委員会でただ入居者の選定というか、貸す人が多かったのでその委員会ができたという説明を受けたんですけども、その中で今、貸し付けする人がもう何人もいないというのではないのか。ただ、今はそれで老朽化してきていくという中でお尋ねしたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　5番、板倉議員さんの質問にお答えしたいと思います。

件名では、町営住宅貸付委員会について、また、要旨では委員会のあり方ということでございますが、前回の12月定例議会において開催状況について一般質問されたわけでございますけれども、委員会等の見直しのご指摘を受けたところでございますので、これを受け今年の1月から附属機関、協議会等の全般にわたり現況調査と存続性のあり方について見直し作業を行ったところでございます。

町営住宅貸付委員会におきましては、開催状況についてはご指摘を受けたことから、今年の2月1日に委員会を開催し、条例改正の事前説明、町営住宅の使用状況、また住宅の現状視察後に今後の住宅のあり方などについてご協議をいただいたところでございます。

現在の町営住宅は老朽化が進み、維持管理に経費がかさみ厳しい運営状況から、特に老朽化が著しい長南住宅から入居者に移動をお願いし棟単位で棟を取り壊しまして、住宅規模の縮小をしていくことを現時点では考えているところでございます。

貸付委員会は、本来の入居者の選考審査のほかに条例改正などの協議をしていただくため、その存続をなくすわけにはいかないと考えております。今後の住宅のあり方などを検討していただく委員会につきましては、現在の貸付委員会の設置条例等の改正も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君）　5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君）　今の答弁の中で、古いものについては解体とかするという話でありました。また、委員会で視察に行った中で、長南住宅についてはかなり室内というか、部屋もかなりよくないというか、本当に入れる状態じゃないなというのは実際にわかりました。その中で点々と空き家が全部ある中で入居者が各棟に対して1軒とか2軒程度でありますんで、それこそ今の答弁の中で、みんな集めてあいているところ等については撤去していく形が一番いいんじゃないかとは思っておりますけれども、長南についてはがけ条例とか住宅のこの間の条例改正ですね、ありましたけれども、長南についてはなるべく早く撤去して、何かあの利用を考えたほうがいいんではないのか。

それと、また豊原住宅についてはかなり、中を見させていただいたら少しのリフォーム程度でまだ貸し付けもできるんじやなかろうかと。それについて町はどうやって考えているのか、ちょっとそれについて質問、お願いします。

○議長（松崎 熱君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 先ほどお話ししたとおり、長南住宅につきましては建築40数年たっております。長南住宅のほうは、先ほど棟が1棟で5世帯ぐらい、たしか入っていると思いますけれども、そのうちの1世帯あるいは2世帯というようなことで、ばらばらに入っている状況です。その辺、この間の委員会の中でも見ていただいたんですけども、できれば1棟に寄せさせていただいて、大分傷んでいるところにつきましては取り壊しをしていきたいというふうには考えております。また、委員会等にも相談しなくてはいけないと思っております。

それと、豊原住宅のほうにつきましては、まだ長南ほど年数がたっておりませんから、その辺は議員さんおっしゃるとおり多少リフォームをさせていただいて、入居希望がある方につきまして、その入居はこれからも考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の答弁で大体よくわかりましたけれども、せっかく豊原住宅についてはあれだけ空き家もある中で、質問の中で生活保護者とかそういう人たちが入っているようなことを耳にしましたけれども、なければどこかあとの空き家をもう少しお金をかけて、もう少し家賃を上げてでも、かなり値段的には安いと、その中でもう少し値段を上げてでもいいから空き家をなくして、ある程度貸し付けたら町のためにもいいんじゃないかなという考えがありますんで、件名に戻りますけれども、貸付委員会でなくて名称を変えてもいいんじゃないかなというのが一つ考えて、住宅に関してもう少し力を入れてもいいんじゃないかな。今まででは何か全然入れてなくて、そのままになっているような形で、貸付委員会というのがそのままずっとやらないできちゃっているような形だと思うんですよね。だから、それを名称でも変えてもう少し、多少のお金を出してでもいいから入居者を、豊原住宅についてはやっていったらどうなのかなと。最後に1点お尋ねしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 私のほうからちょっと答弁したいと思いますけれども。まず長南のほう、空き家が当然あるんですけども、今ご指摘をいただいているようなことについては、1カ所に集めるようなこともしたらどうだというようなことは、提言は私としてはしているわけでございます。ただ、そんな中で入居者の中には隣があいていて次ぐらいまで空いているものがいいんだという方もおるわけです。そういう方の言い分も参考する中で、ご理解をいただく中でやっぱり豊原住宅は長南から比べれば建築年数も少ないわけでございますから、豊原住宅をさらに修理等をして充実する中で、1カ所にしたほうが町としても管理上いいではないかと、こんなふうには基本的には考えますので、そういう方向に向けて、現在長南住宅に入っている方々の理解をいただきながら、近い将来には豊原のほうに住宅は1つにすることがよろしいのではないかと、こんなふうには基本的に考えておりますので、起債を今後検討してまいりたいと、このようなことでご理解いただきたいと。

それと、名称の関係です。貸付委員会。これが、たしか住宅の管理条例だと思うんですが、その中に貸付委員会をもって住宅の入居者については審査すると、協議すると、チェックをするというようなことが管理条例の中にあるわけでして、そして、貸付委員会という委員会を設置してあるわけでございます。ですから、管理

条例とこの貸付委員会、双方のすり合わせをする中でどういう形をとっていったらいいか、これまた検討を、これはそう遠くない時期に検討させていただいて、しっかりと位置づけをしていきたいと、このように考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） よくわかりましたので、なるべく早く実施できるようにひとつよろしくお願ひします、質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、5番、板倉正勝君の一般質問は終わりました。

◇ 小幡 安信君

○議長（松崎 勲君） 次に、4番、小幡安信君。

[4番 小幡安信君質問席]

○4番（小幡安信君） 4番の小幡です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

さて、昨日から千葉県知事選挙が始まりましたが、関連する新聞記事の中で長南町が1番だととの記載があったことはご存じでしょうか。どのような記事かといいますと、前回の知事選挙、つまり4年前のときと比べて選挙人名簿登録者数の増加率の1位は印西市7.8%、減少率の1番が長南町だそうです。5.2%の減少程度です。過疎地に指定されたことが裏づけられたといいますか、非常に残念なことではありますけれども、これは20歳以上の人口の減少率ですけれども、20歳未満のことも考えますとさらに減っているのではないか。寒けを感じるのは私だけではないかと思います。

昨日、町長が所信表明の冒頭でおっしゃられたように、住民の英知と地域力を結集し長南町の総力を挙げての町づくり、まさに今これが求められているなと思います。長南インター開通という、長南町にとって時代の転換点ともすべき重要な年であります。私も微力ながら、この重要なときに議員としてあることを考えながら質問を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

まず1点ですが、ホームページのリニューアルについてであります。

本年1月に町のホームページがリニューアルされました。大分待たされたリニューアルではありますが、一言で言えば、表紙は変わったが中身に変化がないという印象です。今回のホームページ改善の意図と内容の充実について伺いたいと思います。

町の住民としては、長南町のホームページが少なくとも長生郡で1番であってほしいところですが、閲覧数等で他町村との比較等を行っているようであれば教えていただきたい。また、今回の改善に対して町民から何らかの反応があったのか、お答え願いたいと思います。これを第1問とします。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 4番、小幡さんにお答えしたいと思います。

けさ新聞をちょっと見ませんでこの席に来ております。後ろのほうで何か、今の質問の中で前触れでお話しされたことをちょっと聞きましたけれども、非常に残念なことでございますけれども、現状はそのような形でございますので、昨日も申し上げましたけれども、ひとつ皆さんと一緒にこの苦難を乗り越えていきたいと、こんなふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問の件名でホームページのリニューアルについて、また、HPの改善の意図と内容の充実についてということでございます。お答えしたいと思います。

ホームページのリニューアルについては、利用者に対しては、より情報を見やすく探しやすくすると同時に、長南らしさが伝わり魅力的な情報発信力の高いホームページとすること、情報発信者である職員にとっては、より使いやすく多様な表現を行えるホームページシステムを構築することを目的に、平成23年12月、24年1月にリニューアルを行ったところです。

1回目では、即時性を確保するため、記載されているページの多くを職員でも作成・記載できる方式を取り入れると同時に、トップページのリニューアルを図りました。2回目では、人生の出来事から町の情報を探せる機能を持たせたほか、一般の参加を得て作成していく「みんなのリンク」「まちのスナップ写真」、また町長のページを追加したところでございます。まだページを追加しただけで、記載内容の充実についてはまだまだこれからです。内容の充実をするのは職員となりますので、職員の技術向上を図りながら、また住民等の参加を求めながら内容の充実を図ってまいりたいと思っております。

また、長南町の1日のホームページのアクセス数では100から300件程度だと。郡内町村との比較を見ますときほど差はありません。一番多い一宮町が300から400件でございます。ほかの町村は200ないし250件と聞いております。また、リニューアル前後のアクセス数の変化は見られませんが、魅力的で発信力の高いホームページを心がけてまいりますので、ご理解とご協力を願い申し上げて答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 町長は、ホームページのことについては余り得意ではないということをお聞きしておりますので、これから担当室長さんにお願いしたいと思います。

その前に、実はちょっとホームページと広報との関係で質問したいのでということで、朝来たときに1階に行って3月号の広報をいただきたいとお願いしましたところ、あと1時間後ぐらいしないと届かないと言われてしまって、3月号が手に入らなかったんですね。たしか区長さんのところには前月の末までには届いているはずなので、長南町の看板である入り口にまだ置いていないというのは非常に解せない話でありまして、今日などは納税の関係で町民が何人も待合室におりました。その人たちもまだ3月号を見られないという事態になっているわけですが、まずちょっとこのことについて、どうして不統一なのかおわかりでしたらお返事、お願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 今日が3月の配布日とさせていただいておりますので、今日広報が届くのが今日の午後になって、それをまとめて各区長さんへ配布すべく分けて、今日の午後配布しますので、まだ今日の午後に広報が届きますので、窓口等にあります広報は2月号をまだ置いてありますので、今日の午後に入れか

わりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） もうできているはずですから、午後と言わず3月1日になつたら……

○議長（松崎 熱君） 小幡安信君、通告にありませんので。

○4番（小幡安信君） はい、わかりました。ちょっと議長から制限されましたので、このことについてはこれで終わりにしますけれども。

前もって言ってありますように、ホームページと広報との使い分けについてちょっと質問、前もってお尋ねしてありますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） お答えします。

広報とホームページの記載内容の関係でございますが、一応、企画財政室のほうで広報とホームページは担当させていただいております。広報を作成するに当たり、各課・室から集まってきた情報を一つの広報にまとめていくわけですが、その中で、この記載はホームページにあったほうでいいであろうと、いろいろ担当と相談した中でその記事についてはホームページのところにも記載するというような形で、今のところ行っています。ただ、広報の内容すべてについても、ホームページの中でリンクを張らせていただいているので、ホームページの中でも広報全体を見ることはできるような仕組みをとっていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 私もそんなにインターネットに詳しいわけではないんですけども、私より若い人のほうはもっと自由にインターネット、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、次の質問にもかかわりますけれども、使いこなしている人はほとんど若い人だと思います。私も何回もホームページにこだわって質問させていただいているわけですけれども、これは使い方次第で安く効果的に町をPRできる有効な手段であると思うんですね。特に若い人たちにとって、インターネットで情報に接することによって町を見直すという、とても有効なツールになっていると考えているわけです。ぜひとも、先ほど町長の答弁のほうで反応が余りなかったということもありましたけれども、若い人たちにもっとアピールできるような仕方というものを考えてほしいと思います。

そのホームページ等、広報に載せていることのニュースの使い分けということについて、ちょっとお聞きしたいんですけども、例えば、圏央道の開通が22日に決まったわけですね。失礼、27日ですか。済みません、議員に対してファクスで流れできましたのが22日でした。22日に決定しますよということで、27日開通ということで流れできましたけれども、これは、いまだにホームページには載っていないんですね。これは、長南町にとって多分重大ニュースのトップに上がるんじゃないかなというニュースだと思うんですが、なぜこれをホームページにまず載せないのか、何か理由がありましたらお答えください。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） ちょっと油断したというか、一応新聞にも出ていたのでちょっとチェックが、出すべき感じだったかちょっとチェックが薄かったかと思います。ただ、長南町のホームページの中には圏央道のボタンがあって、そこを押していただけだと今回の記事等もリンクされておりますので、そこから見られるというような油断もあったのかもしれませんけれども、町のお知らせ記事としては記載はしなかった、されなかつたということになりますので、もうちょっとよく考えればよかったかなというふうに反省しております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今的小幡さんと担当のほうでいろいろと一問一答されているわけでございますが、冒頭から町長は、藤見はインターネットは見ないから担当とやるということで、これはよかつたなと思って内心いたわけでございますけれども。要は、おっしゃっていることに対して、執行部では今のところ答えていません、はつきり言って。ですから、これは私が知らないでは済まないこと。

今言われた27日のことなんかね、黙っていたって載らなくちゃいけない。うつかりしたなんていうけれども、これはとんでもないことだから、私の仕込みが悪いということで私の責任でございます。

それで、次のことを言ってもしようがないんだけれども、この4月から今まで農業管理センターのほうでやられていた職員が1名、各町村に配置になるわけで、その1名が、長南町に来るのが非常にこの道に堪能だというふうに私、承知しているんですが、その職員を主にして、今答弁している荒井君が一番当町では、若い者はもう少し堪能な職員もおると思いますが、こっちにいる職員で堪能なのは荒井ちゃんが一番堪能なんです。そういうことで、これ以上この問題でよく知っている小幡さんとやっても、これはもう私の責任ですから、今後このようなことのないように、小幡さんがおっしゃることに一歩でも近づくように今後心がけて、またやっていますので、今しばらくこの問題についてはひとつ猶予を願いたいということで、ひとつこの場はご理解いただきたいと思います。

私が職員に言っていることは、今の質問の要旨の中にありましたけれども、企業を興した者で果たして30代の方がインターネット一つで大きな会社を設立して、家にいて社員はどこへ行くかわからないけれども、それで一つの企業として成功した人も幾つか、いろんな形で報道等で聞いて承知しているわけです。ですから、あんたたち無駄な金、ホームページを使ってそんなに町をPRできるんだったらいいことないんだからやりましょうと、やってくれと言っても、残念なことに能力がないと。これはもう職員採用から今後考えていかなければならぬことですので、今しばらく猶予していただきたい。気持ちはあるということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 町長にそう言われちやいますと、時間が短いけれども終わりにしないといけないかなという気になっちゃいますが。そうですね、要望として、ぜひこの質問、この場だけではなくて荒井さんのほうにはちょくちょく出かけて要望いたしますので、お互い考えながらよりよい方向に進みたいと思いますので、一応第1問についてはこれで終わりにしたいと思います。

引き続きインターネット関連になりますけれども、第2問ということでソーシャル・ネットワーキング・サ

ービス、SNSにつきましてお伺いいたします。

総務省の統計では、平成23年のインターネットの人口普及率は79.1%だそうです。また、インターネット利用率を年齢別の推移で見てみると、13歳から49歳までの年齢階級では9割を超えております。60歳以上の年齢階級では、ほかの年齢階級に比べると低い状況であるものの増加傾向にあるとのことです。

本町における数字は把握できないと思いますが、似たような傾向かと推測されます。町民の数字は把握できなくても、役場職員の数字はどうでしょうか。ブログ、フェイスブック、ツイッター等の利用状況を町では把握しているでしょうか。新しいソーシャル・ネットワーキング・サービスに住民はどんどん対応しているわけですから、住民の生活を充実させる重要な役割を担う町としても、あらゆる手段を講じていく必要があると思います。また、職員の個人的つながりが町おこしに結びつくことも考えられます。出身大学、サークルなどのネットワークを利用できる。有名人と知り合いになる機会もあります。今までにない新たな人脈づくりの道具でもあるわけです。

ただ、その一方で町民と職員のインターネット及びソーシャルメディアの知識、とりわけ情報モラルを向上させていく必要もあると思います。例えば、個人と公的機関としての境目が曖昧になることも懸念されます。公私混同とならないような規定を作成し、町としてのSNSに関するガイドラインを策定し、徹底することで安全な情報発信や活用をすることができると考えますけれども、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の、職員のSNSに対する認識とガイドラインの策定についてということでございますが、役場内のスマートフォンの普及率は50%で、全国の普及率とは変わらない数だというふうに伺っております。スマートフォンの特徴から、所有している者はフェイスブック、ツイッターなど利用することができますので、職員の半数がSNSを認識し利用していると考えます。

SNSへの加入の増加により、SNSを利用した情報発信は大きな効果があると言われており、フェイスブックやツイッターに参加し情報発信する市町村がふえています。町でも、このマスコットキャラクター「ちよな丸」をSNSに参加させて、イベント情報や特産品などのコマーシャルを発信させようと考えております。SNSを利用して誰でも情報発信ができる時代になっています。職員が個人的にも町の情報発信が容易になりますが、何気ない情報発信が、受信者のとらえ方により町の魅力を上げるものであったり、下げるものであったりします。余りに発信に制限を加えると本来のSNSの機能を失うこと、言論の自由を失うことになりますので、職員には町のセキュリティーポリシーの遵守、身分をわきまえた情報発信を心がけるよう、基本的なガイドラインを作成し喚起しています。

また、ちよな丸からの情報発信は町からの直接の情報発信となりますので、発信内容については要領・要綱等で発信内容のチェックできる体制を整えてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） これも余り追及すると、また新しい職員にやらせるというような形でかわされるかと思いますけれども。千葉市では既にガイドラインをつくってあることはご存じかと思います。町長もご答弁あり

ましたように、職員は公務員でありますので、公務員としての立場を十分にわきまえながら、さまざまな街角の場面で自らの持つソーシャル・ネットワーキング力といいますか、発信力を発信いたしまして、町のPRにどんどん利用していただきたいと思います。

残念ながら、スマートフォンの保持率は50%ということでお答えありましたけれども、職員の中でフェイスブックやツイッターに参加している人がどのくらいいるかということについては、ちょっと統計的にわかりますかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） フェイスブックの関係について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

私もフェイスブックは実はやっておりまして、フェイスブックをやりますといろいろと友達がふえていて、どこの誰がやっているかというのが大体わかってくるんですけども、役場の中で私が知っている範囲では10人に満たないところで、七、八人だというところで記憶しております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 思っていたより少ないなという感じで、長南町はやっぱり田舎なのかなということ、情報発信の面からもちょっと考えなければいけないという気がします。インターネット関係については、この場ではなくて議会が終わってからでもまたいろいろとお願ひなり、要望なりを出していきたいと思いますので、2番目についても以上で終わりにいたします。

次、3番目ですね。中房総観光推進ネットワークについてお聞きしたいと思います。

平成23年8月に中房総宣言というのが発表されました。これは、圏央道供用開始に向けて10の自治体が協力して観光による地域振興を図る目的を掲げ、藤見町長も副会長という重要な役割になっておられますけれども、中房総観光推進ネットワーク協議会というのが活動しておるはずです。いよいよ供用開始が4月27日に決まりました。その重要性、ますます増してくると思います。住民と町との協働を推進する立場からも、自治体同士の協働というお手本を示して町の活性化を望みたいものです。

この協議会の今までの経過と今後どのような活動をしていくかとしているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 件名では、中房総観光推進ネットワーク協議会について、要旨としては協議会の活動状況、あるいは今後の計画、そういうものについてのお尋ねでございます。

町でも待ち望んでいた圏央道がこの4月27日によく開通の運びとなり、多くの観光客の来町に期待を寄せているところであります。本町を含む10市町で構成する協議会は、郡内の場合、白子町と長生村が入ってないと思います。あとは入っております。平成20年2月に発足し、圏央道の供用開始による波及効果を具現化し、多くの人を中房総に呼び込み、その名を全国に発信するよう互いに連携し、各事業に取り組んでいるところでございます。既に中房総物産展を初め中房総エリアにある美術館やギャラリーめぐりを楽しんでいただくマップの作成、また、本年度においては、加盟自治体が連携によるPRイベントとして上総市原国府まつり、茂原の七夕まつりに特産品販売のために出店し、各市町の紹介をしたところでございます。

また、近年増加傾向にあるサイクリング人口に注目し、山や海を同時に楽しむことができる早春の中房総エリアの観光スポットめぐり、ご当地グルメを味わいながらサイクリングを満喫するイベントを、この3月16日に開催いたします。

協議会は、毎年年度初めに総会を開催し、事業承認を経て定期的に幹事会や担当者レベルで詳細な打ち合わせを行い、事業を実施いたしております。平成25年度は4月中旬に総会を予定しておりますが、平成24年度の意見等を踏まえ事業検討をしてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ご答弁ありがとうございました。

今ご答弁いただいたように、10市町村で協議会あるわけですけれども、今度の圏央道の開通でインターチェンジの出口が市原市、長南町、茂原市と3カ所の中房総にあるわけですね。それから、サービスエリアが市原市の高滝湖のあたりですか、できるわけですけれども、このサービスエリアに中房総として何らかのスペースを確保してあるのかどうか、わかりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） サービスエリアに中房総のそういうものをということだと思いますけれども、それは計画にないと思います。ただし、市原市の鶴舞インターの市原さんがおつくりになったバスステーションですか、そこには中房総の加盟市町村の案内看板を立てる計画があります。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ぜひ、サービスエリアにも中房総の物産店というんですか、物産場所ですね、そういう宣伝するスペースをつくっていただきたい。副会長でもあられる藤見町長の力でよろしくお願ひしたいと思います。

長南町で何を一番売り出すかといいますと、笠森寺、熊野の清水公園、長福寺、野見金公園等々あるわけですけれども、野見金公園は町としても最近盛んにアピールする場所でもありますし、桜が咲くようになって随分見られるようになったなど、私も感じておりますし、あの高さから見る眺望ですね、これは本当に観光として売り出す、本当に絶景のスポットということは思います。

そこに行ってみると、場所はあるんですけど建物が残念ながらあるのが、閉館したままの建物があって、なかなかうまく有効利用できていないんじゃないかなと、前の笠森保養センターですね、これは現状がどうなっているのか、観光に利用できるのかどうか、ちょっとどういう状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 質問の要旨は、今の保養センターがどうなっているんだということであろうかと思いますけれども、今、町の重要な一つの目玉としては笠森山長福寺、あるいは野見金ということでございましたが、当初計画したときと野見金の状況が若干変わっておる。今、小幡さんの言われた保養センターの関係がそうなんですが、実は桜の関係も、この地域を見ると、今日長柄町の人がたくさん来ていますけれど

も、長柄町で1万本、一宮町で1万本というのが、長柄町長さん、あるいは一宮町長さんに、「おめら1万本ずつ両脇でやったば、おらほうは桜やったってかなわねえな」ということがまず第一あって、保養センターに客を呼ぶためにあそこに桜を植えようという、これが大きな、よその1万本に対抗してやろうなんていう気はなかった。保養センターを、またそれにひとつ花をつけようというのが桜・梅を公園でという位置づけであったんです。ただ、残念なことに保養センターがああいう状態になったということ、ちょっと過程の中であったんだということをご理解いただきたいと思います。

それで、保養センターは、たしか今年で閉めて6年目。これは後で数字が違っていれば訂正しますけれども、たしか6年目で、あと4年ぐらいだと思うんです。10年間は指定がついているわけなんです。それで、その決めどおりいけばもう4年ぐらいは態度は表へ出てこないと思います。ですけれども、経過が10年近くなりますと、今度はこのようにしたいというものが、実際管理をされている方は杉田さんという方でございますけれども、杉田さんのほうからいろいろと町のほうへ、報告あるいは協議がされると思います。ただ、私としてはいきさつからして県のほうも1枚絡んでいるわけで、県もその間に入る、報告をされる、協議をされる前に県のほうとも杉田さんのほうは協議をされるんではないかと、このように考えております。

そして、現時点では、あれがじやどうなるんだということについては、こうなりますというようなはつきりとした見通しについては存じ上げてないと、今後の課題であると。ただ、基本的にはですね、よく私が冗談に言うことは、小幡さんおっしゃられたように眺望の一番いいところなんです。そこへ余り人が好まないものが来るようなことがあったら、むしろ旗立てて反対しなければならないというのが、二、三年前に私が叫んだ、言ってあったことなんですけれども、そういったことがもし事実になるんだったら、これは大変なことでございまして、町を挙げて何か運動を起こす必要もあるんではないかと。ただ、相手のあることでございますから十分協議はしてまいりますけれども、現時点では状況はわかつてないということでひとつご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ご答弁ありがとうございました。

私の質問は3点ありますので、時間はまだ早いようですけれども以上で終わりにいたしますが、ぜひこの圏央道開通という重大イベントを町活性化に役立てるために、私ども議員といたしましてもできることは協力してまいりますので、町としてもぜひ積極的にさまざまな活動を起こしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時15分を予定しております。

（午前 9時54分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

◇ 森川剛典君

○議長（松崎 勲君） 次に、3番、森川剛典君。

[3番 森川剛典君質問席]

○3番（森川剛典君） 3番、森川剛典です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。また、本日は長柄町議会の方が見学に来ているとのことで、いつもと違い少し格調高く入っていきたいと思います。

まず最初に、政治の流れが変わってきたということで、町にも少なからず影響がこれからあるだろうと考えていることで、少し触れさせていただきます。

昨年12月の国政選挙で政権与党が変わり、阿部内閣が発足して大型補正予算も組まれ、アベノミクスも評価を得て景気指数も2カ月上昇したと、昨日の新聞に出ておりました。やはり、アベノミクスの3本の矢ではないですが、方向性と大胆な実行というのは希望の光を投げかけると思いますので、我が長南町はどういう方向を向いているかお聞きしていきたいと思います。

なお、これから申し上げる3件につきましては、住宅問題と過疎対策の問題も絡んでおりますので、ぜひ方向性、計画性、実行力を示していただく回答をお願いいたします。

それでは、まず最初に1点目として、若者の定住促進事業についてお聞きしていきます。

その中で、住宅取得助成金、土地取得助成金の創設についてお聞きをしていきます。過疎対策も大きく絡んでいますが、要は長南町にはがけ条例や農振地域ということで住宅地が非常に少ない。また、先ほど町営住宅の問題もありましたが、若者が住むような、望むような町営住宅にはなっていない。また、ほかにもアパート、こういうものが非常に少ないということで、この町には住宅問題が存在しているということです。その結果、若者の住宅の取得には至らないで、都市部に行ってしまうことが非常に多い。こういうことを目の当たりにしています。そういうことで、町ではそういう住宅事情を知った上で若者の定住化のために、他の町村では先行して始まった住宅取得助成金、土地取得助成金を検討すべきだと思いますが、どうでしょうか。

もう1点、特に土地取得に絡めて言えば、土地取得助成金の場合は、例えば又富団地など町の所有する分譲地などを取得した場合に、購入価格の2分の1、あるいは3分の1程度を助成して処理を進めると、町の財政にもよくなるかなというふうに考えております。また、過疎にも役立つかと考えていますので、これについてお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 3番、森川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、件名としましては若者定住促進事業について、そして、要旨では住宅取得助成金あるいは土地の取得助成金の創設についてということで、要旨でございますけれどもお答えしたいと思います。

これまでに町は人口の減少を抑制するため、あるいは定住を促進するため、町総合計画の中の年次計画に基づき各種事業を展開してまいりました。現状としては、総体的にも他市町村にひけ劣らない行政運営ではないかと考えております。出産祝い金制度の創設、子ども医療費の無料事業の創設・拡充、教育関係では海外交流研修事業や国際理解教育事業、学習支援指導員の配置事業、教育負担の軽減補助事業、キラリ輝く長南っ子事

業等、他町村にないものを行ってまいりました。そのほか、最近ではテレビの難視聴対策事業、あるいは予約乗合タクシー事業等も行っております。

しかしながら、独自の施策をいろいろと行っているにもかかわらず、人口の減少は依然として続いているのが現状でございます。その理由はさまざまなものがあると思いますが、特に出生数の減少、核家族化、町民の高齢化、ライフスタイルの多様化等の影響が大きいのではないかと推察をいたしております。これらの問題を少しでも手助けできるような施策を講じていく必要があると考えます。

住宅取得のための助成制度については、平成5年から銀行等の金利が高かったころですが、新築住宅等を取得した場合には利子補給を行っておりました。平成16年に低金利時代の到来を理由に制度を廃止し、現在は新築住宅取得等に対する助成は行ってはおりません。近隣市町村では、定住促進事業の一環として各種の助成制度を行っていることは承知いたしておりますが、いずれにしても、若い方々が定住していただけるとするならば、ぜひその若者定住促進対策として有効な方法を今後検討してまいりたいと考えております。

また、住宅取得制度の創設については、町所有の分譲地等を取得した場合に助成し、早期売却、人口増加策に寄与できないかとのことです。又富団地の戸建て住宅部分についての7区画については完売しておりますので、又富団地の土地の取得の助成制度は現段階では考慮しないでよいと考えております。

残っております社宅などの集合住宅用の大きな4区画の販売促進となります。戸建て住宅用に新たに造成したほうがよいのか、圏央道の整備効果や米満マンション建設の動向など社会状況を見ながら判断することになります。米満マンションの分譲に伴い、分譲支援ひいては定住促進のため入居者への町としての優遇制度は検討しなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） いつも検討していただくというお答えでしたが、まず姿勢として1点目の住宅取得助成金ですね。こちらのほうから少し整理させていただきますけれども。若者が定住するかということを少し紹介しますが、多くの市町村では大体似通っているんですね。今言っているのはいすみ市、大多喜町、睦沢町、白子町で、これは23年7月現在ですから、まだまだふえ続けております。そういう中で、40歳以下の若者夫婦が住んだらとか、それに子供が1人ついてくれば10万円とか、町内業者を使った場合には50万円までとか。

この住宅取得助成金なんですが、そういうこともあって特に町内の建設業者ですね、これは後の部分で言うんですが、こういうことに仕事を与える部分にも活性化につながりますので、もし検討する際はこういう条項も大事にしていただきたいと思います。

そして、2点目、又富の土地ですが、完売できたということで非常に、完売というんですか、戸建てについてはね。そういうことは、価格が安くなければ長南町の住宅地も売れるということだということだと思うんですが、今後冒険というのはなかなかしづらいでしまうけれども、逆に、残っている社宅を今後分割して販売するか、あるいは社宅のままでも企業に同じような考え方で使っていただく、早期にそういうものが来ること。ただ草を刈るだけの土地になってしまいますので、早くそういう取得をしてもらえるような施策ですね。しかも、この問題がずっと片づくまで時間がかかります。何年まではこういう計画でいて、それ以降制約がなければ新たな方法を考えると、こういう計画性をはっきりと打ち出していただかないと、後のものに負担が残って

いくと思いますので、その辺についてはよろしくお願ひします。

問題がいろいろと絡みますので、2番について、又富団地のことについてちょっと回答をお願いいたします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 又富団地の大きい区画が残っている部分については、今、森川さんが言われるように、担当の方には戸建ての住宅向きに手を加えたらどうだというようなことは言うております。その際にですね、私がそういう担当のほうに指示をしましたら、金がかかるよ、経費がかかるよということでしたから、そんなことを考えていて長南町に人が来るかということを私言いましたけれども。

また、今計画性を持ってということですが、住宅跡地、学校の跡地、マンションの関係も正月いっぱいです。ただ、またここへ来て5月だということです。担当のほうには、そこの跡地の関係も言ってありますけれども、下水道から水道から一切こっちでやれと、条件はこういう条件のもとに来てもらうんだというものを、しっかりしたものを見つけて、みんなで買うぐらいにならなければ来ないよと私は言っておりますけれども、そういうことを議会が総意として、また町の執行部のほうも総意として、そういったことが今後果たしてできるのかどうか、大きな問題があるわけです。ただ、思いというものは、私はそういうふうにしていかなければ人口の張りつけはできないというのが、今の町の状況だと考えております。

そういうことで、又富の団地の大きい部分については、できるだけ早い時期に、今計画性を持ってということでございますが、時期的には早い時期に、今申し上げたような形で私としてはぜひ転用してまいりたいと考えておりますので、その際には議会のほうにもご理解とご協力を願いしたいと思います。

あるいは、いろいろと先ほど例で白子町さん、大多喜町さん、いすみ市さんと出ていますけれども、私はやっぱりああいった形のものもいいでしようけれども、もし許すことなら10年なら10年、短いことは申し上げない、10年ぐらい固定資産税を取得したものを無税にしますよということぐらい打ち出さないとね、またそういうものを打ち出した際には全国的にPRすることは非常に効果的であると、こんなふうに考えているわけなんです。ただ、ここで今後ろからメモをもらったのは、問題があるかということで、私にはまだ幾つか整理できない問題がございます。

というのは、まず税を免除した場合交付税がどういうふうになるのかね、減るのか、その分減らされても困ります。あるいは、過疎法の指定を受けているために、そういうものを一切差し支えないというようなものなのか、いろいろと法的に問題があろうかと思います。そういうことは常に考えて検討しようと、検討してみようということで今執行部でしているわけでございます。そういうことで、若者向けの定住云々も結構でございますが、私はやっぱり思い切った税を免除するぐらいの考え方で、全国的にPRすることも大事だというのを最近つくづく考えているところでございまして、この辺も、また実行するに当たっては議会と十分、また町民の理解を得る必要があるということで、今後の問題として考えているわけでございますので、その辺をあわせて申し上げて、今の問題のご理解をいただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今、町長がおっしゃったように、この問題は、要は若者に定住をしていただくと、そういうこと。あるいは又富団地を早期に売却するということが大事なので、そういう方向でお願いします。

どこでお話をしようかと思ったんですが、ここで検討するという話が出ましたので、他町村の例を紹介する

のも何ですが、長柄町さんの広報を見ますと、6月にこの定住化の問題が提案されております。12月には、お名前は言いませんけれども、後ろにいる議員の方もそれについてどうなっているんだというお話をしたら、今は町有地の分譲、空き家バンクの創設について作業中だと。ですから、検討を進めるに当たってはやはりスピード感を持ってやっていただきたいということを申し添えて、1点目の質問を終了させていただきます。

続いて、2点目の過疎対策定住化支援についてお話をしたいと思います。

過疎対策の住宅改良助成金ということはどういうことかというと、やはり同じように定住化の住宅の問題でありますが、過疎対策がメインで、転入されてくる方ですね、後で空き家バンクの話もあるんですが少し違うので、あくまでも転入されてくる方、転入されてくる方が住宅を取得する場合に、新規ではなく中古住宅だった場合に、これについて改良あるいは改修の資金を、50万円程度助成してはどうかということです。

前回の12月定例議会で質問した住宅改修助成制度の創設と、では住宅改修では難しいけれども過疎対策を考えたときには考えられるというお話をしたので、改めて形を変えて過疎対策のためにこうすることをしていただくと、転入される方もこういう資金を補助していただけるのなら、町内業者前提ではありますけれども、そういう促進になるかということで考えていただきたいということで、答弁をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 過疎対策定住化支援についてということで、要旨で住宅改良助成費についてということでございますが、先ほどの若者定住促進事業についてとの関連がありますが、特に過疎対策の定住支援対策として、住宅改良助成制度の創設をしてはどうかということだと思いますが、平成25年2月1日の長南町の人口は9,059人であり、65歳以上の人口は3,028人で33.42%、二十歳から64歳未満の人口は5,113人の状況になっております。10歳未満の人口は442人であり、全体の5%弱となっております。

このようなことから、町でも住民の方のさまざまなご意見を伺う中で各種の施策を講じていこうと考え、昨年の10月に過疎対策検討委員会を立ち上げ、現在継続して検討をいただいている。各市町村とも、この問題については大変頭を悩ませているものであります。

ご質問の住宅改良資金の助成につきましては、特に若いご夫婦、あるいはこれから結婚を考えている若い方々が長南町に来てくれること、または住み続けていただけることが一番よいことと考えております。また、助成を検討するに当たり、対象者、家族、年齢構成、新規の転入者かどうか等いろいろなケースがあろうかと思われます。ただ単にどなたでもいいから活性化のために町内に転入していただき、人口をふやすということではなく、どういう方に来ていただきたいのかという点を明確にし、住宅取得助成金の検討とあわせて今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、ご支援をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、ここでネタばらしではないですが、一問一答がやはり議会のほうで整理がまだ進んでおりませんので、要旨ごとの発言ができないということで件名だということで、3点目の空き家バンクについても非常に絡んでおりますので、3点目の空き家バンクに入ってこの問題の整理を図っていただきたいと思います。

それでは、3点目の空き家バンクについて入ってまいります。

長南町の空き家バンクの登録、ホームページにありました。1年ぐらい前には1件程度しか、しかも土地だけだったんですが、最近は4件になったと。また見ているともう1件ふえて2件になったということで、空き家バンクの進展は見られております。ただ、ほかの町村の登録数と比べるとまだまだだというふうに考えております。40件以上、ちょっと数字を聞き忘れてしまったけど、60だったか80だったか、40件以上の潜在能力はあると思っております。つい最近もひとり暮らしの高齢者が亡くなり、残念なことに息子さんもその2週間後に亡くなっていると。こういうことで空き家が非常にふえていると。

この空き家も早目に手を打たないと、やはり登録が難しくなる。多くは、やはり所有権とかそういう問題もあって難しくなっていると思いますので、どういうふうに登録をふやしていけばよいのかということで、ご提案を申し上げるのが、空き家バンクの登録奨励金、空き家改修助成金についてということで提案をさせていただきます。

どういうものかというと、例えば空き家を登録すれば1年間登録料、月3,000円程度お引きすると。これは、先ほど町長がおっしゃられた固定資産税などを意識しております。そういうものを登録すれば固定資産税ぐらいになるよと、そういうような形で、ただし1年間ですね。期限は1年間としなくてもいいんですが、そういうものを意識して、登録するとメリットがあるよと、そういう物件が早くふえるようにしてはどうかということです。

また、先ほどの中古住宅について補助金を出すという考え方によっているんですが、空き家を購入あるいは賃貸した人には、空き家の改修助成金を、やはりこれも大事なことで、町内の業者利用を条件に50万円程度を限度として助成する。これはですね、単にほったらかしになっている空き家が、住めば人口増あるいは活性化につながっていきますので、ぜひ考えていただきたいと思います。答弁お願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 要旨の空き家バンクの登録に対しての奨励金、あるいは空き家の改修についての助成をということでございますが、町では、空き家情報バンクは、町内の空き家を定住促進や地域の防犯に有効活用を図るべく平成17年度から制度を設け、借りたい人、貸したい人を紹介をしています。田舎暮らしのブームやシェティナー学校の関係で当初から借りたい人の問い合わせは多かったものの、貸したい人の物件登録数は少なく、現在でも3件の登録数にとまっています。

登録すべき物件をふやすべく、区長さんに情報提供をお願いし、この情報から空き家の所有者へ空き家情報バンク制度の趣旨を説明させていただきましたが、なかなか登録物件は出てきませんでした。登録しない理由としては、先祖代々の土地を他人に貸す気はない、知らない人に貸して周囲に迷惑をかけたくない、年に何回かは使っているというものが多く、助成制度や補助制度などのメリットがありながら登録物件が少ないという理由にはならないのではないかと、こんなふうに今考えているところでございます。

空き家バンクの趣旨を説明する中で、興味を持たれた所有者もありました。改修の制度を持つ睦沢町や大多喜町の登録物件数が9件程度と、長南町よりも若干多いのも事実でありますので、参考としていきたいと考えますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げて答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、少し細かいところをお聞きしますが、潜在的にですね、最初私は40件と把握

が非常に甘いので、大体どのくらい対象物件があるのかというところをまずお聞きしたいと思います。その際、町長がご答弁してくれたんですが、貸してくれない物件はわかったんですが、貸してくれる人はどういう意図があつて貸すとか売るとか、逆に登録してもいいと、そういう人たちはどういう意味で登録しているのか、その辺がわかれればお聞きしたいです。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） まず、潜在的な登録件数がどのくらいということなんですが、そもそも空き家情報バンクを始めたのは、消防署が非常に空き家がふえているということで、そういった情報が入った中で長南町の空き家を何とか有効活用ということで、たしかそのときの消防署からの提出については大体100件ぐらいだった、当時の資料を持ってないのでわからないのですが、記憶の中で100件ぐらいと。その中には、離れが空き家になっているとか、そういうものを含めて100件ぐらいだったというふうに記憶をしています。

あと、先ほど区長さんにお願いしたという中で出てきたのは、大体50件ぐらいでした。その中で一つ一つ町のほうに登録してくれないかということで、いろいろお願いしたところでございます。状況についてはそういう形になります。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 済みません。登録してくれた人が、どうして登録してくれたのかというご質問なんですが、ちょっとそこまで詳しく登録されるときに聞いてはおりませんので、ちょっと理由についてはわかりかねますが、ただ、貸すとなればそれなりの賃借料はありますので、そういったメリットがあるということで登録されたというふうに考えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、確認をさせていただきましたが、一つ件数が出ないのは町民へのアピールが足らないかと思っていたんですが、これだと区長さんにもお願いをして、そういう空き家には満遍なく声がかかっているということでよろしいのでしょうか、それについて。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 空き家についても個人情報ですので、なかなか調べ切れないところがあったのは事実でございます。50件、区長さんから報告いただいた中で全部所有者を調べて、その所有者に1件1件当たったかというと、途中の段階でその所有者までたどり着けないこともありましたので、満遍なくということにはなりませんので、ご理解いただきたいと思います。

町の持ち得ている空き家情報バンクというのは、基本的には町の仕事ではございません。したがって、町の情報をかき集めて、町の持ち得る情報を持って所有者を調べて当たるということは、町の情報をほかの目的で使うことになりますので、ちょっと制約がかかる部分もありますんで、満遍なくというわけではありませんでしたので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君）　はい、理解しました。要は、この空き家バンクがふえればいいかなということで、登録した人はどういうメリットがあつてやっているのか。必ず1件1件回れということではなくて、住民にこういう空き家バンク制度があつて、これを使うと有利になるよと、そういう情報を発信しないとふえていかないと。今後ですね、この亡くなった方の例は悪いんですけれども、やはり長南町に今一人で住んでいる方が非常に多いです。そういう方が今後亡くなつたときにどうしようかなと、この家を。そのときにはという登録も考えると思うんですね。そうすると、こういう制度があると早く処分できるよとか、町のためになるんだよとか、そういう情報発信もあわせてやつていただきたいということで聞いたわけです。

要するに、空き家バンクについてはやはり登録するところのメリットがあります、そういうことでのまではお願いをいたします。実際、睦沢町のほうでは10件程度あると。だから、掘り起こし方。いすみでは何十件とあるんですよね。この掘り起こし方が結びついていくのがいいのかなと。

最後、3回目、要望になると思うんですけども、やっぱりこの3つが絡んでおります。空き家バンクも、ただ登録すればいいというわけではなくて、そういう物件があつて見に来たときに、長南町の物件はいいものがあるんだと、しかも、ここに住もうと思うと住宅の改良資金を50万円まで出してくれるとか、そういうPRにもつながって、一つ一つがあつてもだめなんですね。この3つが、そういうものもあるという全体的な施策にしていただきたい。

先ほど町長も、そういうことを踏まえて定住化とか過疎対策の一環としてと、総合対策が必要ですので、その辺はお考え願いたいと思います。その中で、少しご紹介ということはないんでしょうが、過疎対策検討委員会ですか、最近月に2回ペース、非常に検討委員の皆さん一生懸命討議していまして、普通は月に一遍、2カ月に一遍と、そういう委員会が多いんですが、2週間に一遍のペースでやるように、もう第3回、第4回は開かれてやつていると。その中で、やがてこういう定住化の問題、空き家バンク、こういう過疎化の問題についてもお話ができると思いますので、ぜひそういうところを、意見が上がつてくるのではなくて、もしこういう意見があつたときの答申とかについて、趣旨がちょっと過疎検討委員会の聞き方になるかもしれません、過疎問題と絡めて定住化問題、そういう問題ですね。過疎対策検討委員会なんかに諮問することができるかお聞きしたいと思います。

○議長（松崎　勲君）　町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　今幾つか、森川さんに関連があるような質問を受けるわけでございますけれども、最後に出ました過疎対策検討委員会ですか、これが月に2回ということで、ちょっと私うつかりしてそこまで回数は存じ上げていなかつたのが実情でございまして、申しわけないと思うんですけども。

この検討委員会に何を検討してもらつておるのか、その辺が私にはまだちょっと理解できてないです。今後は、私の考え方としては、検討委員会を諮問機関のような形にしたいと、町がこうするんだと、ああするんだと、いかがですかと、いいか悪いかを問うてもらうようなことを主とする検討委員会にぜひしていきたい、そのように今考えて今きたところです。

そういうことで、この検討委員会も、本当にどうしたらいいかという検討じゃなくして、執行部のほうから提案されたものをいい悪いの検討をしてもらうような形に、今後できたらいいんではないかと。もう少しスピードアップできるんではないかと思いますので、そういうことで考えていきたいと考えますので、ご

理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 最後になると思いますが、諮問機関にしてくださいというお話ではないで、考えているということなんでしょうが、中を聞くと非常に活発な意見で、自分たちが何をしてどんなふうに役立っていくんだとやっていますので、単に聞くだけではなくてやはり検討の中で諮問することもあっていいのか。それは条例とか法律的に名前がそうでないと聞けないということであれば、それは変えてもらってもいいと思うんですが。

前に協働の話で恐縮ですが、あの委員会を立ち上げたときには、やはり何をするんだという中で、でも協働の方が残って、協働という事業が今残っております。ですから、過疎対策の中でもこういう定住化の話とかいろいろ聞いたときに、自分たちも今コミュニケーション誌かな、そういうものを発行しようと、それはまだ尚早だからやめようとか、そんな意見がありました。もし過疎化検討対策に話が進んで、そういうコミュニケーション誌とか発行するようになれば、その中に定住化の宣伝とか、ましてまた別の動きでやってもらうこともできると思うんですよ。ですから、その辺について過疎対策についても十分活用していただいて、今後定住化の問題、住宅の問題が進んでいくように執行部にお願い申し上げて、私の要望ということでこの質問に対しては終わらせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 要望で。

○3番（森川剛典君） 要望でよろしいです。

○議長（松崎 勲君） 要望ですが、しっかりと検討してください。

これで、3番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時10分を予定しております。

（午前10時52分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

◇ 仁茂田 健一君

○議長（松崎 勲君） 次に、8番、仁茂田健一君。

[8番 仁茂田健一君質問席]

○8番（仁茂田健一君） 8番、仁茂田健一。議長のお許しを得て質問させていただきます。

今回の質問は、件名として、正月の千葉日報に記載した挨拶文についてです。要旨としては、「全身全霊を傾けて創造していく」ことについてお伺いします。

内容としては、町長は、千葉日報紙の新年に伴い各市町村長の挨拶が記載されてある中で、内容は昨年とほぼ同様ですが違うことがありましたのでお伺いいたします。

文面の中で、「圏央道の一部供用に伴い沿線地域において企業立地、市場拡大、生産活動等の活性化が図ら

れ活力のある地域が形成されるものと期待している中、本町も圏央道の整備効果を豊かな自然、先人から受け継いだ文化、歴史、そして人を思いやる地域コミュニティーを融合させることで交流人口をふやし、個性的で活力のある町づくりを前年度同様町民との対話と協調、そして協働の信念のもと全身全霊を傾け創造していきたい」と言っています。

確かに、今の長南町に必要なことだと私も思いますので、また、町民も関心を持っていると思います。町長は、全身全霊を傾けて何を創造するのか、具体的にお話を願いたい。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 8番、仁茂田健一議員の質問にお答えしたいと思います。

質問の要旨としては、年頭の千葉日報に掲載した、それぞれの首長の年頭の挨拶の中での文面からの質問だというふうに承ります。

町政のかじ取りを任されて15年が経過し、最後の4期目も10ヶ月余りとなりましたけれども、与えられた町政の課題解決に向けて一歩でも前進できるよう努力は続けるという決意をですね、全身全霊を傾けて創造するという表現をしたということでございます。確かに、創造の意味するものは、思い描き新しくつくり出すことでございますけれども、平成25年度の新規事業に限って言えば、保育所遊戯室の建設、あるいはロタウイルスワクチン接種、妊娠婦の歯科健診、あるいは花火の打ち上げ場の造成など、小さく、または少なく、大きく目立つ事業ではなく、仁茂田議員さんの期待する事業でないかもしれません、財政状況という大きな制約を受ける中で町づくりとなっておりますので、新しい事業をがんがん展開することはできません。町長の任期ある限りは、町政を考え、少しでも前進するよう行動する所存でございます。

そういうことで、体の全て、心の全てを町政運営に当たるということを、全身全霊という言葉で表現しておるということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 今の答弁を聞きまして、それと、あと町長の施政方針から見ますと、私が思っていた創造とは違ったんで、私が考えたのは新たにつくるということだったんですけども、町長のこの内容から見ていきますと、創造は新しいものをつくり上げていくという、そういうあれで解釈をとってよろしいでしょうか。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） ですから、創造は、辞書は引いてはいませんけれども、私の考え方としては私の体、身体全てを張って、体全体ですから心もあるでしょうし、全てを町政にぶつけるんだよと。新しいものをやるとかそうではなくて、古いものも、よいとするものについてはもちろん継続もあるでしょうし、町をどういうふうにしていくんだということを全身でもって体当たりしてやるよと、こういうことを言っているのであって、創造する、新しいものを生み出していくんだという、今の財政状況であつたらそういう意味に受け取られるようなつもりで、私は創造という言葉、あるいは全身全霊という表現をしているものでないということ、これははつきりしておいてもらいたいと。全身全霊で創造する力、藤見のやろうすばらしいことをやるだろうと、

これはとても今の財政状況であれば考えられないことですから、少ない中にも、限られた中にも、その中でも思い切った町民に応えていくものを、私としては任期中にやらせてもらうよということを、態度あるいは声として大きく皆さんに表現、ぶつけたということでひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 私は、この所信表明と比べてピラミッド方式に徐々にこうして町をやるというふうに解したもので、創造の中の一部として圏央道の開発のあれがあって、内容がありますんで、そこでちょっと一つ質問したいんですけども。

開発、供用開始後、事業が動き出すものと考えております。この早期実現ができるよう町も協力、支援を行ってまいりますという施政方針の中にあるんですけども、今、長南町は、私は余り農業のほうは詳しくないんですけども、何をやるにしても農振を外さなくちゃいけないということをよく言われるんですけども、そういう場合、インター周辺、409号線沿い、国道沿いの、事業者が何かやろうとして、たまたまそこが農振だよという、かかっちゃっているからどうのこうのということになった場合、すぐ対応ができるかどうかお聞きしたいんです。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 仁茂田さんの質問は、圏央道が供用開始になって多くの方々が何らかでアクションを起こしてくると、それに対しているいろと法で縛られているもの、法で規制されているもの等々について、町はどうなんだということだと思いますけども、そういった質問要旨だということでお答えしますけども。

今言われたようないろんな規制、農振の関係が出ておりますけども、法律は遵守しなければならないと私は思います。ただ、そんな中であっても町の姿勢としては法律で示されたものも、他方違った形の法律あるいはいろんな決め事に従って解決できるように、例えば進出する企業にとって有利になるようなことを町が応援すると、これが金ばかりが、あるいは財政的な面ばかりでなくして、いろんな面でそういった形で、例えば細かいことを申し上げますが、県のほうへ、これは長南町としてこういう位置づけをしてあると、その前に位置づけがしてないところはまず位置づけをすることが第一ですので、そういった土地利用のできる形の位置づけをそれぞれ、関係機関と協議しながら早急にその位置づけをしたものを、今度は県とかあるいは国に上げていく場合には、ものによっては国まで行きますから、そういったものについては町が全力で、企業側に立って誘致に向けてのお手伝いをする。このお手伝いが助成であるというふうに理解していただいていいと思います。

これが、すべてが今後については、この過疎においてはいろんな問題が出てきますけども、財政的な援助だけでは、助成だけではなくして、窓口として本当に長南町が誠意を持ってやってくれているんだというような姿勢を当然示していく、来る企業が、本当に長南町にはそういったものとして進出しやすいような環境づくりを、よその町村に負けないような気持ちでやっていきたいというふうに考えております。それを助成ということで受けとめていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君に申し上げます。通告に従った質問をお願いいたします。

8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） ありがとうございました。

以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） これで、8番、仁茂田健一君の一般質問は終わりました。

◇ 左 一郎 君

○議長（松崎 勲君） 次に、6番、左 一郎君。

[6番 左 一郎君質問席]

○6番（左 一郎君） 6番、左 一郎です。議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

件名として、県道整備について、また要旨では、県道長柄大多喜線の歩道の整備についてです。

国道409号線、千田交差点付近の国道沿いの歩道の整備については完了していますけれども、県道147号、長柄大多喜線の千田から棚毛地先の歩道の整備は遅れているのが現状です。中学生生徒が通学道路として、あそこを利用していくかなければなりません。朝夕の時間帯は通学時間ですけれども、非常に危険な場面を目にすることがあります。また、圏央道の開通を間近に控えている中で、今後とも交通量は非常にふえてくることは間違いないと思います。子供たちが安心して通学できるように、早急に整備していくべきだと考えております。

本日は、長柄町の議員さんたちが見えておりまして、長柄町では既に県道歩道の整備が完了しているか、大分進んでいると思いますけれども、本町としても早期に実現したいと考えますが、町としての計画、また考えがありましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 6番、左さんのご質問にお答えしたいと思います。

件名は県道の整備について、また、要旨としましては、長柄大多喜線の歩道整備についてということでござります。

長柄大多喜線の棚毛から千田区間の2.4キロについては、近年、朝夕の通勤時間帯は交通量が多く、通学時の児童・生徒はもとより、歩行者及び自転車の利用者は常に危険にさらされている状況にあります。また、今後圏央道の開通やグリーンラインの整備によりさらなる交通量の増加が見込まれることから、千葉県や町村会などに国道409号線とあわせ歩道整備の要望を続けてまいりました。

本町における県道関係の整備については、現在、茂原大多喜線の給田地先の交差点、また小生田地先の歩道の整備、同じ長柄大多喜線の佐坪地先では歩道整備を、また南総一宮線の水沼地先と茂原の環状線の坂本地先では一部の間で道路改良を、それぞれ長生土木事務所で実施していただいております。また、南総一宮、加茂長南線の道路改良、国道409号の歩道整備などの事業を、現在も要望しているところです。

こういった状況の中、現在限られた県の道路予算ですが、本町においては多くの箇所で県道の整備事業を実施していただいていることについて、ご理解いただきたいと存じます。

本町では、今後圏央道の開通により幹線道路は多くの交通量が見込まれ、特に圏央道のインター周辺では早急な道路整備が急務となっております。道路歩道整備は用地の確保が肝心なことから、地元の協力、特に地権者の協力が不可欠となります。これから整備要望は多くの要望がある中、限られた予算では、議員、区長、PTAなどにより推進委員会を立ち上げていただき、地元の熱意が県に伝わるよう、地権者の同意を添えるなどして地元と町が一体となり要望の推進をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じま

す。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） どうもありがとうございました。

昨年政権も変わり、国としても道路の補修、橋梁等の整備を進めていく方針を掲げている中で、ちなみに消防署の先の三途川にかかる千鳥橋、あれが昭和6年竣工となっております。もう80年以上経過した橋です。これもあわせて、国の事業の方針にあわせて、こういうことも整備できるように要望していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、千鳥橋が80年ですか、経過しておるというようなことで、要望をということでございますけれども、ちょっと経過を申し上げますとね、長南町で今いろいろと県道の関係での工事、あるいは工事箇所についてはお話を申し上げたとおりでございますので、ご理解していただいていると思いますが、今回も、実は25年度ですね、今年度、まだ年度としては始まりませんが、実はせんせんでも自民党の政調会のほうに、2月27日に要望しましたけれども、今回は南総一宮線の南郷地先を要望しておりますけれども、その際にも、今言った南郷の地先の南総一宮線と長柄大多喜線の、今左さんがおっしゃっている箇所2つがあつたんですが、たまたま自民党としては1カ所だよということでしたから、片方に、私は自民党の党員ではございますが役員でございませんので、役員の方々が、じゃ、こちらにしようということで1点に絞ってくれたのが、南郷地先のほうを実はやっていただいたんです。

そういうふうに、全てのいろんな行政に關係している方々は、あの場所、この場所というものはよく承知はいたしております。そういうことで、私どもも県も、あそこの歩道の関係についてはよく理解はしているわけでございますが、実は今度のグリーンラインの関係で、現在の形で供用開始するんですが、私が県のほうに申し上げたことは、少なくとも長柄のほうへ向かってあの十字路から100メーター、できないなら50メーターでいいと、消防署の前ね。あそこに歩道をつけたほうがいいよと、つけてくれなんて言いません。つけたほうがいいよと、供用開始して使ったお客様がおりた場合、あれは何だと言われるよ、お前らは。県にそう申し上げました。それで今の形ができるわけですが、あとは議事録からちょっと省いてもらいたいけれども、あれ以上用地交渉が進まないところなんです。長年かかっております。私が本職として務めたもう50年以上前からのことですけれども、進まないということ。県の誰もが知っているわけなんです。ですから、あれから先はだめだというのは、県がかわっても引き継がれていてわかっているんですよね。そういう特殊な土地である、場所だということもひとつ理解していただきたいと思います。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、地権者の了解を得ることはもちろんでございますが、できることなら学区の方、豊栄小学校の学区の方々全員が、これは実際に西小のほうでやっております。東のほうではやっておりますけれども、あそこの歩道が必要だと学区全部で。陳情行政というのはどうかと思いますけれども、いい悪いは別としてそのようにやったということでちょっと申し上げますと、西も東も学区全員が署名・捺印をし、時の議員さん、区長さん等々推進委員になられて、学区を挙げて要望書を県のほうへ提出などもした経緯もございますが、今後、先ほども申し上げた、最初の答弁で申し上げたようにですね、もう相当、

長南町の歩道関係も整備されてまいりましたので、いよいよ豊栄学区のほうも、千鳥橋ですか、あそこから長柄町のほうへ向かってそのような形をとった中で学区を挙げて、ぜひ町のほうも一緒になってやりますので、ひとつそういう活動をまずしましようという環境づくりをぜひお願ひ申し上げたいと。そして、町と一体になって進めていきたいと、こんなふうに考えております。

ただ、本当に問題のある場所だということも、ひとつぜひご理解いただきたいと思います。そういったことで、私どもも先ほどの仁茂田さんの「全身全霊」というのを使っちゃいけないかどうかわかりませんが、一生懸命やらせていただきますので、ひとつそういったことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） はい、どうもありがとうございました。

大変難しい地域から私も出ているものですので、このようなことは初めて、2年になりますけれどもよくわかりました。

あと、今後町長の言われるとおり学区を挙げて、また地元を説得させるというか、そういうふうにしていかなくちゃならないと理解しました。また、うちのほうに副町長さんもおりますし、立派な方がおるところでございりますので、その皆様に音頭をとっていただきまして、なるべくいいほうに持っていくたいと思います。

本日はありがとうございました。終わります。

○議長（松崎 勲君） これで、6番、左 一郎君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

（午前11時38分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 加藤喜男君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、7番、加藤喜男君。

〔7番 加藤喜男君質問席〕

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤でございます。よろしくお願ひをいたします。

本日は2点の質問を通告させていただいております。イントロはございませんので、早速1問目から入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず1問目としましてお願ひしたのは、社会福祉法人と補助金との関係をお願いをしております。

本町には社会福祉法による社会福祉法人が4つあるということで、私考えておりますが、法人の設立に当たりましては所轄の長の認可を必要とし、その事業については自主的に経営基盤の強化を図るとともに、経営の透明性を確保するというふうにされておるんじゃないかなと思っております。

そこで、若干の疑問がありましたので今回ご質問するんですが、長南町の社会福祉協議会というのがござい

まして、その関係になりますけれども、何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、長南町の社会福祉協議会と、今現在でありますと本町に3つの社会福祉法人があるのかなと。光正会、共生会、信和会などですが、居宅の介護の支援とか訪問介護の支援で競合するところもありますが、この社会福祉協議会をひっくるめて、4つが社会福祉法に基づく同格の法人として認識してよろしいのかというのが1つです。

それから、藤見町長は現在長南町社会福祉協議会の顧問に就任されておると思いますが、同協議会の定款にも「自主的に経営基盤の強化を図るとともに云々」ということで、自主的に経営しろと、しますというようなことがうたわれておると思っております。これは、要はほかの3つの法人もありますが、自力で経営をしていくということをうたっておるというふうに考えてよろしいのでしょうかということ。

それから、同協議会に毎年補助金を出しておるわけですが、ほかの郡内の市町村から見ますとそう多くはないと思いますけれども、今年の予算で、予算書を見せてもらうと1,700万ということで、これの補助金としての目的はどうなっておるのかなというのが1つ。

それから、長南町社会福祉協議会は今、公益の事業を協議会の中でまた事業を展開しておるようですが、この今社会福祉協議会が展開しておる公益事業は、特別の会計で経理をする必要があるというようなこともうたってありますが、そのうちシルバー人材センターも経営の一つになりますが、これに対しても、先ほどの1,700万円とは別に約200万円、今年の予算ですと215万円ということで、また別の補助をするわけですが、これはどういう目的かということあります。

それから、この協議会に、恐らくいいと思いますが町の職員を数名派遣しておるということで、給料とかボーナス、諸手当を、多分これは町の職員と同じ勘定で支給をしておると思いますけれども、もし支給しているとすればどのくらい、年間かかっておるのかということ。

それから、これに関係するわけですけれども、今の職員に関係しますが、町から団体に職員を派遣するについては、私の勉強した限りでは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という法律があるようで、職員の派遣は条例で定めて派遣をしなさいというこというふうに感じておりますが、この辺の条例で定めて給料を派遣しておるか、この法律は関係するのかと、職員の派遣ですね。その辺もちょっとお聞きしたいなということ。

もう一つ、最後ですが、同協議会が町の施設の一部の一室に入ってるというようなこともあります、要は、無料なのか賃借料でももらっておるのかというようなことをお聞きしたいと思うわけです。

要は、4つの社会福祉法人は同じものであったとすれば、どうして社会福祉協議会だけにこれだけの資金が町から出でていかなくちやいけないのかというような感じでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。
○議長（松崎 勲君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　7番、加藤喜男さんの質問にお答えしたいと思います。

要旨としましては、社会福祉法人長南社会福祉協議会への関係で7点ほど、今質問の要旨があつたかと思います。順を追ってお答えしたいと思います。

まず1点目の、社会福祉法に基づく町の社会福祉協議会とザイクスヒル長南など3法人との位置づけですが、

社会福祉法に基づき設立した法人であるということでは同様の法人であります。しかしながら、町社会福祉協議会は、特に同法109条の規定により町において社会福祉事業の企画、実施、住民の社会福祉活動への参加のための援助等を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする条項が設けられ、優位に規定されております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の、定款に記載されている経営の原則論ですが、これには社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営の原則がございまして、町社会福祉協議会は、1点目でお答えしたとおり、社会福祉法の規定にうたわれている一定の使命があることから、原則論では経営が成り立たない部分もございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3点目の質問は、加藤さんは1,700万程度ということでしたが、私の原稿は1,600万となっております。この辺は数字はいざれとしましても、一千数百万円程度の補助金の使い道ですが、そのほとんどは町から派遣されている職員以外の職員の人事費です。ですから、社協で雇っている職員の人事費ということで了解いただきたいと思います。

次に、シルバー人材センター事業への、先ほど質問では200ないし210万ということですが、260万円の補助金を出しているわけですが、この使い道ですが、シルバーの業務の依頼受け付け、積算業務などに携わる人事費でございます。

5点目の、町職員の派遣の関係ですが、現在町からは3名の職員を派遣しており、賞与、諸手当などを含め人事費の総計は約2,400万円となっております。

次に、6点目の、職員の派遣についてですが、派遣方法は、1つとしては退職して派遣する方法、2つとしては休職して派遣する方法、3つ目は職務専念義務免除で派遣する方法などがありますが、3つあるわけですが、本町では従来から職務専念義務免除により職員を派遣する方法が行われてきたところでございます。しかしながら、この職務専念義務免除派遣方法については、平成10年最高裁判決が出され、その趣旨は、商工会議所への民間企業等に対する職員派遣が、公共、公益性の業務分野、連携協力に関する面が希薄である点が判決の大きなポイントとなっております。これを受け、職員の外部派遣については適正化、あるいは手続の透明化を求める判決が出され、ようやく明確なルールを基準とする公的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、いわゆる派遣法が平成12年に制定され、14年から施行されました。

今まで、当町では、この最高裁判決は公益性の薄い団体への外部派遣をする内容である趣旨の判決であったが、社協の業務は公共・公益性が高く、町の業務と密接な関連を有するとともに、社協は町からの委託、共同、補完、支援する公益性の高い団体である公共事業の効果的・効率的な点が見込める認識であったことから、この外部派遣にかかる条例制定を見送ってきたのが正直なところでございました。

したがいまして、今後全国的に条例制定する機運が高まっている状況を踏まえ、条例整備に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7点目の、同協議会、社協へのですね、庁内を使っているわけでございますが、賃貸料の関係ですが、同協議会は地域に密着した住民公共福祉の担い手であり公益的な側面が強いことから、賃貸料はいただいておりませんので、よろしくお願ひをいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。7点を1回でご質問させていただきました。

1番目の、社会福祉協議会が社会福祉法で指定するほかの法人と一緒にということで、基本的には一緒であると。ただ、あの法律の中にも社会福祉協議会というのが別に載っていたかなと思いますので、その辺の重要性といいますか、必要性がありましてそういうふうに法律も書いてあるんでしょうからよろしいんですが、基本的には同格の法人であるということで理解をさせていただきました。

それから、2番目の、自主的に経営基盤を図っていくということで定款にもうたっておるわけありますから、町との関係が強いということもさることながら、その辺をやっぱり同協議会には考えをしていただいて、なるべく自主運営ができるというようなことを考えていくつもうのが筋ではないかと思いますが、今聞きますと相当の金額であります。今年の予算で1,700万と、あとシルバーが215万と、それで2,000万ぐらいになりますと、それから先ほどの2,400万の3名の分が、これは全ての費用として経営以外の分も入っているでしょうから、3名で2,400万ということで、表面上は1,700万の215万ということで予算上は見えるんですが、それ以上に人件費がかかっているというようなことがあるんですけども、町長にお聞きしますが、この2番目に聞いております自主的な基盤を図るという考え方について、町長のお考えがもうちょっとわかればご回答いただけますかね。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お答えします。

ちょっと答えになるかならないかですが、私がいつも社会福祉協議会の役員会等で挨拶に行った際に、理事会に、顧問でございますので出させていただいております。その際に、常に私が皆さんにお礼申し上げることは、冒頭申し上げることは、町が行うべき福祉関係もろもろのものを皆さんにやつていただいている、協議会でやつていただいていると、こういうことを申し上げて、お世話になっておりますということを冒頭いつも、毎年総会等に出た際にはそのようにお礼を申し上げております。

そういったことで、今表向きでは千数百万円の補助金であれば、3人の人件費2,400万を合わせると4,000万、シルバーのほうの260万も入れると4,000万ぐらいになると、こういう勘定になると思うんですけども、いずれにしても、今申し上げましたように町が行うべきものをやつておるという認識で、これずっと。社会福祉協議会を立ち上げたときからそうなんでございました。

例えば、非常にやりづらいものもやっていただいております。町は会費のような形で徴収ができない社会福祉協議会の年会費なども集めていただいたりなんかもしておるわけでございまして、非常にお骨折りをいただいておるということで、最後に出た賃貸料についてはもちろんいただかないで、町がやることをやっているんだということを基本的に考えておりますので、そういうたのも頂戴しないですし、あるいは、シルバー人材の260万といたしますと、大体あれを立ち上げる際にお年寄りの方が、シルバーの方がその年代になったら何か生きがいの中で人のためになると、喜ばれることをしたいということで始まったのが今のシルバーでございまして。

例えば、1時間1,000円という単価があった場合に、お客様のところへ行って仕事をした時間が1,000円だと。ここから出て行く時間、帰って来る時間、こちらで打ち合わせた時間なんかお客様からもらうわけには

いかないと。そうすると、当然そこへ仕事に行くまでに事務的にはどこからどこへ、どういう仕事を頼まれてどういう人を派遣しようなんて、その担当もシルバーの中にいるわけなんです。そうすると、作業料金のほうにそれを転嫁をするとお客様が高くお支払いすることになりますので、そういった諸係りについて、その当時300万円でございましたが、活動のもととなる助成は300万円程度欲しいというような協議会からの申し出がございまして、検討した結果出させていただいたと、そういったふうに当然職員の2,400万についても町が行うべき事業ということで出させていただいているということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 今、町長のほうから町が行うべき事業をというような話でございました。町が行うべきものであれば、町がやってもいいのかなという感じはするわけですけれども。

同協議会は非常に活発に活動していただいておりますし、シルバー人材もお年寄りの方、退職された方いろいろ諸作業をお願いしておって、非常に町の役に立っておるということは重々承知しておるわけですけれども、先ほど私が言っているのは、余りにも見えないところでお金がいっているなというようなこと。よく考えればNPO法人みたいな、今となれば社会福祉協議会というのはNPOの法人のような形で、金をためる必要はないけれども必要なものはもらって、仕事の量を分配するということなのかなと思っておるわけで、また、その辺、町長のほうにも十分検討していただいて、当協議会の顧問でございますので、ひとつそういうこともまた話を更にしていただいて、自主的な経営を構築していただくというようなことをお願いをしたいと思います。

6番の職員の派遣については、今聞きましたので、また前向きにひとつ検討をいただいて、本当に出さなきゃいけないものであれば法律にのっとるべきなのか、この法律がいいのかどうかわかりませんけれども、ちょっと私の不勉強ですが、済みません、またひとつよろしくお願ひをいたします。

それでは、この質問はこれで終わりまして、次の質問に入らせていただきます。

もう1点の質問は、要綱行政の再考、再度考えるということでお聞きをしたいと思います。

本町には条例等の例規が約500ほど、例規集を見るとございます、もっとあるのかもしれません。その内訳は、条例が140程度、規則が125程度、あと要綱と称するのが150程度、残りは要領や細則というようです。地方自治法によれば、第14条で「普通地方公共団体は条例の制定ができる」ということを規定しております、また、「義務を課したり権利を制限する場合には条例でなければならない」というふうにされております。また、同法の第15条では、「その権限に属する義務に関し規則を定めることができる」と、同条例、規則、いずれも違反した場合には罰則規定を定めなさい、定めてもいいですよということがうたってあるわけであります。

今回の議会において多くの条例案が上程されておるわけであります、ご存じのとおり、条例というものは議会の議決を必要とし、法的な拘束力を持つということはご承知のとおりでございます。また、規則については、町長さん、首長さんのほうで決めていただくもので、議会に出てくるものではありませんが、原則的にはありませんが、条例と同様に法的な拘束力を有するというふうになっております。

一方、要綱につきましては、いろいろ調べてみると法的な根拠はなく、法的には条例と規則しかうたつてないですから法的な根拠はなく、行政運営の指針や行政活動の取りまとめを定めた内部基準というように

考えていいのかなと。議会の議決も必要としないわけですから、要綱の制定や改廃、直したり廃止するのは容易であり、ある面では迅速的な行政の対応ができるということ。条例ですと臨時議会を開くか定例会で出してくるかというようなことで、スピード、迅速性が劣るということですが、要綱ではそれが迅速にいくということとで、行政運営に対して要綱が対応されているというのは、本町だけではなく世間一般の団体では、市町村では対応しておると思います。

それで、平成12年でいいのかと思いますが、地方分権一括法によりまして地方自治法の一部が改正をされたということで、何かというと、「地方公共団体は義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか条例によらなければならない」とされましたということで、再度ここで、さっきも言いましたけれども、義務を課し、権利を制限するには条例を定めなさいと、条例にしなさいと、議会の議決を経なさいということを言っているわけですね。

調べましたら、合っているかどうかわかりませんけれども、千葉県においては、本県におきましては平成17年度から5年を費やして条例等の整備方針を定めまして、さっき言った地方自治法の14条の2号で規定する「義務を課し、権利を制限する」というようなことが明記されている事項の規則、要綱等があれば、条例化の見直しをしなくちゃいけない、しましたということであるらしいです。要綱や規則で条例のように義務を課す制限は具体的にはできないわけでありまして、行政手続法の関係もあるのかもしれませんけれども、要綱に従わないことを表明して、例えば裁判となったりした場合に、自治体が敗訴するということもありますとあります。なかなか訴訟まで持っていくということはないでしょうけれども、そういうこともあり得ますということもあるようす。

条例化することによって、初めて何かの場合に裁判にも耐え得る安定した事務を進めることができるとなるわけでしょう。特に要綱は、規則の中に表現が「何々しなければならない」とかというふうな文面があったり、審査基準や行政指導指針等が混在する場合には、その規則、要綱は注意をしないといけないのではないかと。また、補助金等につきましても、本町は結構要綱で補助金を出していることは、前回か前々回か私も質問させていただいたのを覚えておりますけれども、補助金についても恩恵としてのサービスではなく、補助金を受ける権利ということを考えるというふうにどこかでうたってあるんですが、こういうこともあるので、要綱は条例化をしたほうがいいんじゃないかと前回申し上げたのは、条例で最低、金額ですね、規定していただいて、あの運用は規則とか要綱とかでやってもらえばいいんじゃないかなということも、お尋ねした記憶がございます。

長くなりましたが、本町では、先ほどのとおり150程度の要綱、規則も125程度あります。ご提案としまして、県もやったことありますので、一度この2つの関係を見直していただいて、もし問題があれば文面を変えるか条例化するかというようなことに対して、いかがかどうかというご質問でございます。よろしくお願いします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の、要綱行政の再考についてということでお答えをしたいと思います。

現在の条例、規則、要綱等の本数を精査いたしましたところ、全体で500程度だということです。要綱の本数は144本となっておるそうです。加藤議員の言われる地方自治法第114条第2項では、「普通地方公共団体は

義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別な定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」、条例でなければだめだよということが規定されております。当然、町の要綱の中にも条例化を進めなければならないものもあると考えています。

千葉県では、平成14年度に約2万2,000件余りの業務を洗い出し、条例等の具体的な整備方針を策定し、平成17年度から5年余りの歳月をかけて順次整備を進めているところでございます。一口に要綱と言っても、その内容は多種多様であり、行政内部の職員に対する事務処理、あるいは手続、内部組織等について定めたもの、2つとして、補助金給付行政にかかるもの、3つとしては行政指導について定めたものと、大きくこの3つに要綱でも分類されると思います。

ここで問題になるのが、2番目の補助金給付行政にかかるものでございます。行政指導について定めたもので、特に全国的行政指導の中では開発指導要綱なんていいうのも、よく大きな問題となっております。町にも、長南町における開発行為に関する指導要綱や長南町宅地等開発指導要綱などが存在しております。そして、この指導要綱の中には「何々をしなければならない」と規定されている部分が多く、条例化を検討する必要があると思われます。

今後、県の条例等の具体的な整備方針を参考にしつつ、町の行財政改革に要綱の条例化というような検討項目を明確に位置づけまして、要綱全体の見直しを進めていきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 前向きなご回答をいただきまして、ありがとうございます。

今、町長さんがおっしゃったとおりのことだと思います。要綱もあっていいのでしょうかから、条例、規則、要綱は何をやるべきものだということを私も勉強しますけれども、もう一度整理をさせていただいて、今の方針でまた進めていただければよろしいかと思いまして、これ以上ございませんので、ひとつよろしくお願いをいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） これで、7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

◇ 丸島なか君

○議長（松崎 熱君） 次に、9番、丸島なか君。

[9番 丸島なか君質問席]

○9番（丸島なか君） 9番議席の丸島なかでございます。大変お疲れのこととは存じますけれども、私で最後の一般質問ですので、もうしばらくご容赦願いたいと思います。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、今回は地域の皆様よりご要望、相談されたことを中心に、女性の目線、また母親の視点に立って通告順に質問をさせていただきます。

まず、1点目の児童クラブについて。児童クラブ充実についてお伺いをいたします。

前回の議会でも質問があったかと思いますが、視点を変えて質問をいたします。

児童クラブ、学童保育とも言いますけれども、家族の暮らしと仕事の両立をバックアップするために必要不可欠な制度となっており、安心して子育てと仕事を両立していく上で、子供と家族の暮らしを守るセーフティネットとしての役割を担っています。児童クラブに求められている役割・課題は、まず共働き世帯が広がり、ひとり親世帯においても働くを得ない暮らしがある中で、それらの家庭の子供たちの放課後及び土曜日、学校休業日の生活を守ることだと思います。そして、そのことを通じて保護者の働く権利を守り、安心して仕事ができることを支えることだと思います。

25年度から4年生から6年生まで受け入れると伺っておりますけれども、子供たちの大切な生活面と遊びの面を保障する施設としての役割が求められていると思います。現在は幼稚園として使用していた施設で受け入れをしているわけですけれども、この場所はどうするのか。また、今の場所を使用するのであればスペース面で国や県の要件を満たしているのかどうなのか。また、中・上級生が来たときに体も大変大きくなっていますので、まずトイレ、また机や椅子が小さい、また、教室、ホール等も狭く、天井が低いので使いづらいなどの声を聞いております。どのような対応をするのかお伺いをいたします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 9番、丸島議員さんの質問にお答えします。

まず、児童クラブの関係で、要旨としては充実についてということでございます。

児童クラブは、旧の町立幼稚園の施設を活用して開設しておるところでございます。設備、備品に関しましては幼稚園用となっているのが現状でございます。そこで、来年度から6年生までを対象とすることから、実施を委託してございます社会福祉協議会と協議し、トイレのドアの交換等若干の準備をしたところでございますが、テーブル等使いづらい面もございますので、利用する児童が快適に過ごせるように改善を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございました。では、二、三質問をさせていただきます。

今年は何人くらいになるのか、学年ごとでわかれば教えてください。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、湊 博文君。

○保健福祉室長（湊 博文君） お答えをさせていただきたいと思います。

2月末現在で申し上げます。長期休業日を除く通常の保育で35名、前年度比2名の減でございます。長期休業中においては19名、同じく前年度比3名の減。合わせますと54名、5人の減でございます。これはトータル的な数字でございます。

学年別に申し上げますと、通常と長期休業中と合わせた数字で申し上げますと、1年生が17名、2年生が13名、3年生が13名、4年生が9名、5年生が2名、これは夏期休業中のみでございます。6年生は申し込みがございませんでした。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君）　はい、ありがとうございます。

例えば、高学年は部活をやっているわけですけれども、低学年は早く終わるとは思いますけれども、その迎えの車はどうされるのか。2回にわたってされるのか、その辺が心配な面もございますけれども。

○議長（松崎　勲君）　保健福祉室長、湊　博文君。

○保健福祉室長（湊　博文君）　お答えをさせていただきたいと思います。

通常の迎えの関係でございますけれども、今まで基本的には1回の迎え、人数によりまして車を2台、1校に向けるというような形であります。1年生から基本的には3年生までございましたので、その中でごくまれに下校の時間が違う場合には、1校に2回お邪魔して迎えに行っているというのが現状でございます。

今後、4年生以上の児童をお迎えに行く中では、想定的には部活後の迎えはどうするんだという話が当然あると思いますけれども、迎えの担い手としてシルバー人材センターの会員の方を2名をお願いいたしまして行っております。その担い手となる人材の確保が現状でも非常に課題となっておるということの中で、部活後のお迎えに関してはなかなか難しいのではないかというふうに、現状は考えております。

以上でございます。

○議長（松崎　勲君）　9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君）　はい、わかりました。

じゃ、もう1点なんですけれども、振替休日について、当初はこの振休を実施していたということですけれども、これをなぜなくしたのか。また、その理由と今後振休を復活させるお気持ちがあるのかどうか、その辺もよろしくお願いいいたします。

○議長（松崎　勲君）　保健福祉室長、湊　博文君。

○保健福祉室長（湊　博文君）　お答えをさせていただきます。

確かに、過去におきましては振り替え休業日も開設をしておりましたが、その利用者がごく少数であったために、平成22年度以降、通常の時間のみの開設とさせていただいてございます。ご質問は、振り替え休日の開設ということで、要は、夏休み期間中のように午前8時から開設をできないかというお話だと思います。

ちなみに、平成24年度の各小学校の振り替え休業日を調べましたところ、1校について3回から4回、延べ13回ございまして、日数にいたしますと11日程度でございました。そういう状況の中で、開設に当たりましては指導員の手配、またそれに伴います委託料の関係も発生してまいりますので、それらを含めまして検討をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○議長（松崎　勲君）　9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君）　はい、ありがとうございます。

異なる年齢の児童が共同生活の中で助け合いながら、またもまれながら生活するところがすばらしいことだと思いますし、また、共同生活をする中でルールやマナーを守るなど課題でもあると思います。また、それが魅力でもあると思いますけれども、先ほどの答弁の中にも快適に過ごせるように改善に努力をすると書いていただきましたので、施設の整備もよくなると思います。また、けがをしないように見ていればよいという、そういうことだけではなく、またしつけの面だとか学習面にも気を使いながら、心を配りながら、この児童クラブがますます充実して発展することを祈念して、この質問を終わります。

次に、2点目の子ども医療費について。子ども医療費受給券拡大についてお伺いをいたします。

我が長南町としては、近隣市町村に先駆けて義務教育の中学3年生までは医療費が無料であり、子育て中の親御さんたちからは大変に喜ばれているところでございます。しかしながら、小学校3年生まではこの受給券があり安心なわけですけれども、4年生以上、中学3年生までは受給券がないために一旦窓口でお支払いをしてから、今度その領収書を持って役場の窓口で手続をしなければならないという、そういう状況でございます。そうしますと、その領収書をなくしたとか、落としてしまったとか、面倒だから行かない等の声があるわけです。そういう中で、4年生以上、中学3年生までの受給券拡大を望みますけれども、いかがお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　2点目の、子ども医療費の受給券拡大についてということでございますけれども、この関係につきましては、千葉県で実施する子どもの医療費助成事業が昨年12月から、入院医療費の助成対象が中学校3年生まで拡大されたことに伴い、市町村が独自で行っている小学校4年生以上の通院医療費についても現物給付が可能となりました。そこで、利用者の利便性の向上を図る観点から、郡内で独自に助成を行っている町村は茂原市長生郡市医師会に対し、小学校4年生以上の通院医療費の現物給付化について要望しておりましたところ、このたび了解が得られたとのことです。

については、受給券の更新時期であります今年の8月1日から、医療機関等の窓口で一部負担金を支払うことなく受診が可能となるよう事務を進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君）　9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君）　この8月から支給されるということで、大変ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、最後の3点目、社会保障について。制度の内容を周知することについてお伺いをいたします。

社会保障はなぜ必要なのか、年金、医療、介護など私たちが生活していく上に大変重要な制度にもかかわらず、学校でほとんど学ぶことのない社会保障。自分の暮らしが加入者同士の支え合いで成り立っているわけなんですけれども、今回は国民年金保険料についてお伺いをいたします。

比較的所得の低い20歳代の人を対象にした若年者納付猶予制度が2005年4月からスタートし、国民年金の保険料を納められない場合でも将来の受給資格を確保できるようになりました。また、学生を対象にした学生納付特例制度も拡充され、無年金障害者を救済する特別障害給付制度も受け付けが開始されております。10年以内なら追納も可能になり、本人の所得が基準となりますけれども、20歳以上60歳未満の全ての国民は国民年金に加入しなければなりません。現行の保険料は月額1万4,980円であります。将来老齢基礎年金を受け取るためには、原則として25年以上の保険料納付期間が必要です。このため、保険料の未納期間があると将来老齢基礎年金が受け取れなくなったり、受け取る金額が極端に少なくなる可能性があります。また、仮に障害や死亡などの不慮の事態が発生したときに、保険料の未納があると生涯基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

しかし、他の年代に比べて失業率が高く、フリーター・ニートなどが多い20歳代では保険料を払えないケースが少なくありません。特に若者は、民主党が政権を取ったときに、年金は既に破綻をしている、税金が不正に国の借金返済に充てられているなどの報道に、誤解が生じている感もあります。また、現行制度には保険料の金額免除や半額免除の制度がありますが、一定額以上の所得がある世帯主、親などですけれども——と同居している場合には免除の対象になりませんでした。このため、20歳代を対象に保険料の納付を猶予し、その間は老齢基礎年金の受給要件に含まれるようにしたのが、年金制度改革の一環としての若年者納付猶予制度であります。障害や死亡などでも、この納付猶予の承認を受けている間は未納扱いとならないので、万一のときにも安心です。また、納付する保険料が少ない分、将来に受け取る年金額も少なくなりますが、満額の老齢基礎年金を希望する場合は、10年間のうちに保険料を追納することができます。なお、2年以上経過した場合の追納額には、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

まずは、この制度対象者の周知徹底対策はどのようにしているのか、お伺いをいたします。

○議長（松崎 勲君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　社会保障の関係で、国民年金の内容の周知ということであろうかと思います。お答えしたいと思います。

国民年金の必要性など制度の周知についてのご質問ですが、言うまでもありませんが、国民年金制度は日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての方に加入が義務づけられております。給付に要する費用は、国民年金の保険料、被用者年金制度からの拠出金及び国庫負担金で賄われているものでございます。

本町におきましては、国民年金制度や納付方法などについて広報ちょうなんに掲載させていただき、周知を図っているところであります。また、新しく20歳になられる方には、年金事務所から直接該当者に通知等をご案内されているなど、周知が図られております。

今後につきましても広報等を通じて周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君）　9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君）　はい、ありがとうございます。

学生納付特例制度についてでありますけれども、学生を対象に国民年金保険料の納付を猶予し、社会人になってから保険料を追納、出世払い、それができるようになったわけですけれども、対象は大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校及び各種学校などに在学する20歳以上の学生は、長南町に何人ぐらいいるのかお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君）　税務住民室長、岩崎利之君。

○税務住民室長（岩崎利之君）　ただいまの丸島議員さんからのご質問に対してお答えさせていただきますが、学生納付特例を受けている方が、平成24年度、今年度につきましては103名いらっしゃいました。ちなみに、昨年度は106名というように学生納付特例を受けている方につきましては、21歳、22歳というようなところで継続して受けられる方が多うございまして、率的にはかなりの率の方々がこれを申請されているというふうに考えております。

今の20歳、21歳程度の人は1学年的人数が80人とか、そういうようなところでございますので、その中での103名というのはかなりの率でこの制度を利用されているというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） はい、ありがとうございます。

この制度は、申請のあった月の前月から承認されます。したがって、この4月から翌年3月まで承認を受けたい場合は、毎年5月末までに届け出る必要があるわけで、届け出先というのは住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口とされております。ただし、こうした制度の改正を知らずに申請していない対象者への対応と、さらなる周知徹底はどうするのかお伺いをいたします。

○議長（松崎 熱君） 税務住民室長、岩崎利之君。

○税務住民室長（岩崎利之君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに、今ご質問なられたように、生涯基礎年金の関係だとか学生の保険料の納付特例の関係だとか、そういう細かな点についてまだまだ知らないというか、認識をされていない方々もいらっしゃるとは思います。そういうことで、知っていて申請していないというものであれば、そちらのほうは特に問題ないですが、知らないでということに関しては国がやるべきものとは言いながら、町としても、そういうところについてはできる限りの周知をさせていただきたいなというふうに思っております。

そういうことで、今後も広報等を中心として周知してまいりたいと考えておりますが、今までの内容に加えて、なぜ国民年金保険料の納付が必要なのかというようなポイントを絞った中で、例えば今言われたとおり社会保険料を払ってないと生涯基礎年金が受給できないよとか、今は時限でございますが、24年10月からですが、3年間にわたり、今まで2年間さかのぼっての追納ができなかったものが、この3年間につきましては10年間分追納できますよというようなところもございます。そういう個々のところを絞って、今後はまた広報等で皆様方に周知していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） はい、ありがとうございます。

最後なんですかけれども、最近厚生労働省が試験的に、高校生を対象に社会保障はなぜ必要かというモデル事業を始めたそうです。このモデル事業は、地域社会保障教育推進事業と名づけられているそうですけれども、昨年秋から全国10数校の高校で試験的に実施が始まったそうです。また、社会保障の制度を理解するだけではなく、相互扶助の精神や自分たちの生活がどうやって成り立っているのかを考えてもう狙いもあるそうです。

先ほどのテレビや新聞で消えた年金問題などの特集を見て、保険料を納めても意味がないなどと思っていた生徒が、授業終了後は「年金がなくても生きていけると考えていたが、仕組みを知って認識が変わった」と話すまでに変化したそうであります。

こちらの地域でもモデル事業に来ていただければ本当にうれしいことで、授業をしてほしいわけですから、その前に、今現在若者の皆さんに話をする機会が余りないと思いますので、未納者をこれ以上ふやさないためにも、まず成人式の場所で3分でも5分でも、ポイントを絞って話していただければというふうにも思い

ます。また、先ほど来ホームページ等のお話もありましたけれども、そういうところでも掲載することもいいのではないかなど。我々の世代は余りパソコンはいじりませんけれども、若い人々はパチパチやっているような、そういう世代だと思いますので、これは要望ですので答弁は結構です。

以上でございます。長時間大変ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、9番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

3月2日から3月6日までは、議案調査等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

3月2日から3月6日までは、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

このまましばらく休憩します。

（午後 2時01分）

○議長（松崎 勲君） 会議を再開します。

（午後 2時01分）

○議長（松崎 勲君） 休会中の各常任委員会による所管事務調査に関する一般会計予算の所管区分については、お手元に配付しました区分表のとおり調査されるようお願いいたします。

3月7日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時06分）